

学校関係者評価モデル校 基礎知識編①

1 学校評価の背景（国の動向）

(1) 平成 10 年 9 月中央教育審議会答申「我が国の地方教育行政の今後の在り方について」

学校が公教育の機関として、学校裁量権の拡大、学校運営組織の見直し、地域住民の学校運営への参画などとともに、学校の自己評価の推進が提言された。

(2) 平成 14 年 3 月「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」の制定

各学校の自己評価の実施とその結果の公表についての努力規定及び積極的な情報提供についての規定が設けられた。（文部科学省令第 14 号） 第 2 条・第 3 条

(3) 平成 18 年 3 月「学校評価ガイドライン」の策定（文部科学省）

学校評価の目的、実施手法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等が示された。

(4) 平成 19 年 6 月「学校教育法」改正による根拠規定の制定

第 42 条において学校評価に関する根拠となる規定、第 43 条において学校の積極的な情報提供についての規定が新たに設けられた。これらの規定は、中学校においても準用する（第 49 条）。

学校教育法（昭和 22 年・法律 26 号） 第 42 条・第 43 及び第 49 条（準用規定）

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(5) 平成 19 年 10 月「学校教育法施行規則」において新たな規定の設置

自己評価の実施と公表（第 66 条）、保護者等学校関係者による評価の実施と公表（第 67 条）、評価結果の設置者への報告（第 68 条）について、新たに規定された。第 79 条（準用規定）。

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(6) 平成 20 年 1 月「学校評価ガイドライン」の改訂（文部科学省）

① 学校評価を実効性あるものとするために、自己評価について、網羅的で細かなチェックとして行うのではなく、重点化された目標を設定し精選して実施すべきことを強調。

② 児童生徒・保護者対象のアンケート調査についても、網羅的に行うのではなく、重点目標に即した項目により行い、自己評価に活用すべきことを強調。

③ 情報提供の充実が学校と保護者との間の理解を深め協調関係の構築に資することを踏まえ、学校評価結果も含め広く情報を提供する重要性を強調。

④ 学校評価の結果を設置者に報告することにより、設置者が学校に対して適切に人事・予算上の支援・改善策を講じることの重要性を強調。

学校関係者評価モデル校 基礎知識編②

2 学校評価の目的

学校が、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。

学校評価の目的

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校運営の改善と発展

学校として目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に学校運営を改善する。

教育の質の保証・向上

評価結果を踏まえて、教育委員会が、学校に対する支援・改善等の必要な措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証しその向上を図る。

みんなの力が
学校を支え
学校を変える

家庭・地域との連携

自己評価や保護者等による評価の実施、結果の公表により、保護者や地域からの理解と参画、協力を得て、信頼される開かれた学校づくりを進める。

3 学校評価の形態

法令等を踏まえて、学校評価の実施手法を以下の4つの形態で整理する。

第三者評価

学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

評価結果を学校にフィードバックし、学校運営の質を高める。

学校関係者評価

学校評議員と学識経験者により構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

学校と連携・協力を図る。

自己評価

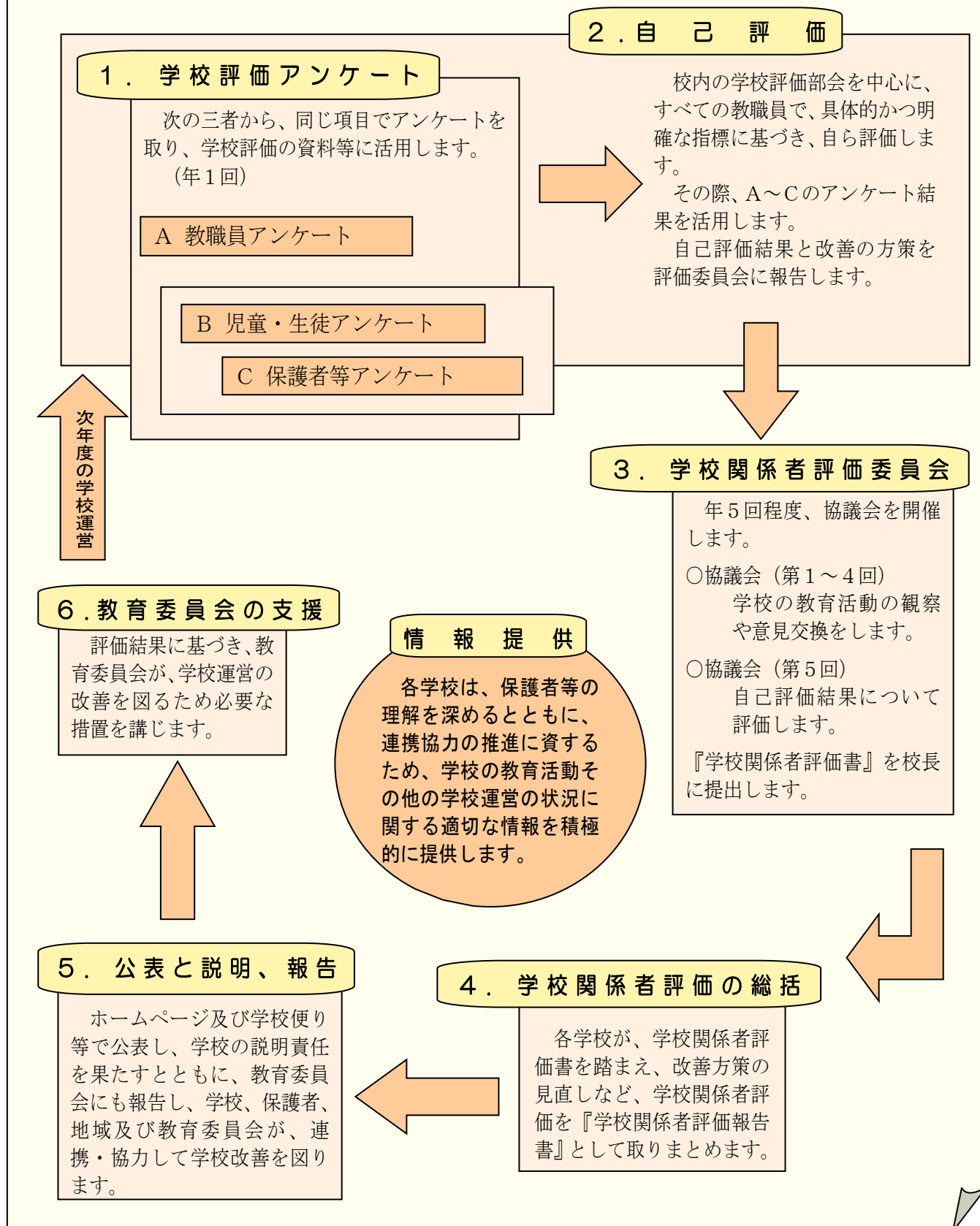
具体的かつ明確な目標を設定し、実行し、各学校の教職員が自ら行う評価

学校評価アンケート

児童・生徒、保護者等を対象に実施する

学校関係者評価モデル校 基礎知識編③

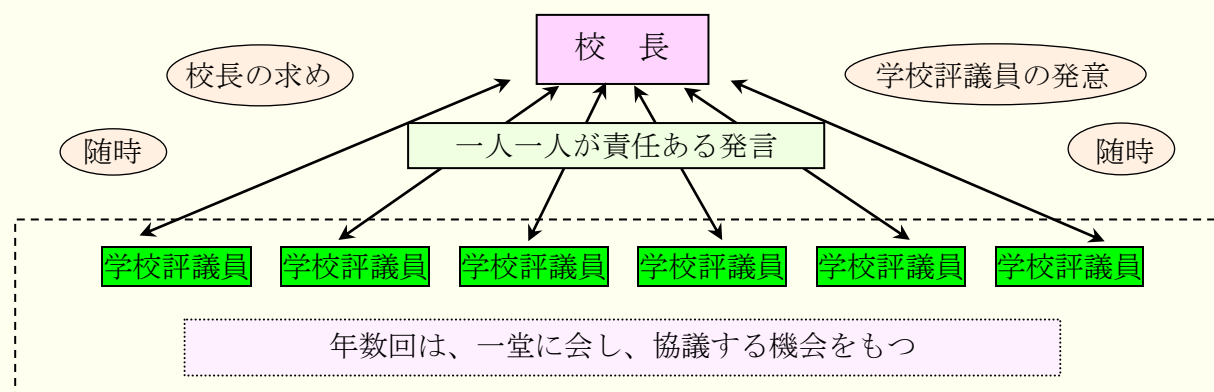
4 学校関係者評価の実施手順



“ふるさと東久留米”が学舎（まなびや）

先週の学校公開日には、学校評議員の方にも来ていただきました。先生方の熱心な指導や子供たちの生き生きとした姿を高く評価されていました。また、各学年の「学年便り」は、学年としてのまとまりが感じられとても素晴らしい。学校支援ボランティアの募集は、地域と一体となった開かれた学校をめざしていることの表れである。等々、お褒めの言葉をいただきました。

「学校評議員制度の具体的な仕組み」



学校評議員は学校の支援者です

【望ましい学校評議員像】 厳しく意見を言うことも支援です

- 時代に応じて学校をよりよく変革させようとする意欲と情熱がある。
- 学校に対し、責任をもってはっきりと意見が言える。
- ものの見方や考え方に偏りがなく、公平公正な視点でものを見て、考えることができる。
- 多くの人々の意見を聞き、その中から客観的に判断することができる。
- 教育についての幅広い識見や理解がある。

【職 務】

- ①校長の求めに応じて、または、評議員の発意によって、一人一人がそれぞれ責任ある判断に基づき、学校運営について評価し意見を述べ、助言を行う。

- ↓
- 学校運営や教育活動に関すること
 - 児童生徒の学習指導や生活指導に関すること
 - 学校・家庭・地域社会の連携・協力に関すること
 - その他、校長が求める事項

- ②学校と地域社会とのパイプ役となり学校のよさや努力などを地域社会に還元する。

【活動方法】

- 年数回、全評議員及び校長、副校長等が学校運営について協議する機会をもち、校長に意見を述べ、助言する。
- 日頃の教育活動を参観するなどして、学校教育の状況の把握に努め、地域社会や保護者の学校に寄せる情報を学校に提供する。
- 校長は、学校評議員の意見等を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し、決定をする。
- (平成 22 年度の新たな取り組みとして) 別に定める「学校関係者評価委員会」の委員として、学校評価を担う。